

審査基準（漁業権行使規則等の変更又は廃止の認可）

- 1 漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する、漁業権行使規則等に定めるべき事項が規定されていること。
- 2 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「組合法」という。）第50条第5号（組合法第52条第6項に規定する総代会によるものも含む。）に規定する特別決議事項の議決又は総会の部会において組合法第51条の2第6項第2号の規定に基づく議決が行われていること。
- 3 特定区画漁業権又は第一種共同漁業権に関する漁業権行使規則については、法第8条第3項から第5号までに規定する同意を受けていること。
- 4 鳥取県海面漁業調整規則等の法令に違反した内容が規定されていないこと。
- 5 漁業調整上の観点から、暴力団関係者等の反社会的行為に関与する者を排除するための規定が盛り込まれていること。

※漁業権行使規則等の廃止の場合は上記2及び3が該当する。

<漁業法>

(組合員の漁業を営む権利)

第八条 漁業協同組合の組合員（漁業者又は漁業従事者であるものに限る。）であつて、当該漁業協同組合又は当該漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会がその有する各特定区画漁業権若しくは共同漁業権又は入漁権ごとに制定する漁業権行使規則又は入漁権行使規則で規定する資格に該当する者は、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の有する当該特定区画漁業権若しくは共同漁業権又は入漁権の範囲内において漁業を営む権利を有する。

2 前項の漁業権行使規則又は入漁権行使規則（以下単に「漁業権行使規則」又は「入漁権行使規則」という。）には、同項の規定による漁業を営む権利を有する者の資格に関する事項のほか、当該漁業権又は入漁権の内容たる漁業につき、漁業を営むべき区域及び期間、漁業の方法その他当該漁業を営む権利を有する者が当該漁業を営む場合において遵守すべき事項を規定するものとする。

3 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、その有する特定区画漁業権又は第一種共同漁業を内容とする共同漁業権について漁業権行使規則を定めようとするときは、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の規定による総会（総会の部会及び総代会を含む。）の議決前に、その組合員（漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員。以下同じ。）のうち、当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者（第十四条第六項の規定により適格性を有するものとして設定を受けた特定区画漁業権及び第一種共同漁業を内容とする共同漁業権については、当該漁業権に係る漁場の区域が内水面（第八十四条第一項の規定により農林水産大臣が指定する湖沼を除く。第二十一条第一項を除き、以下同じ。）以外の水面である場合にあつては沿岸漁業（総トン数二十トン以上の動力漁船を使用して行う漁業及び内水面における漁業を除いた漁業をいう。以下同じ。）を営む者、河川以外の内水面である場合にあつては当該内水面において漁業を営む者、河川である場合にあつては当該河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者）であつて、当該漁業権に係る第十一条に規定する地元地区（共同漁業権については、同条に規定する関係地区）の区域内に住所を有するものの三分の二以上の書面による同意を得なければならない。

4 前項の場合において、水産業協同組合法第二十一条第三項（同法第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により電磁的方法（同法第十一条の二第四項に規定する電磁的方法をいう。）により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該漁業権行使規則についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、当該書面による同意を得たものとみなす。

5 前項前段の電磁的方法（水産業協同組合法第十一条の二第五項の農林水産省令で定める方法を除く。）により得られた当該漁業権行使規則についての同意は、漁業協同組合

又は漁業協同組合連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に到達したものとみなす。

6 漁業権行使規則又は入漁権行使規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

7 第三項から第五項までの規定は特定区画漁業権又は第一種共同漁業を内容とする共同漁業権に係る漁業権行使規則の変更又は廃止について、前項の規定は漁業権行使規則又は入漁権行使規則の変更又は廃止について準用する。この場合において、第三項中「当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者」とあるのは、「当該漁業権の内容たる漁業を営む者」と読み替えるものとする。

<水産業協同組合法>

(特別決議事項)

第五十条 次の事項は、総組合員（准組合員を除く。）の半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上が出席し、その議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 組合の解散又は合併

三 組合員の除名

三の二 事業の全部の譲渡、信用事業、第十一条第一項第五号若しくは第七号の事業（これに附帯する事業を含む。）若しくは共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転

四 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更

五 漁業権行使規則又は入漁権行使規則の制定、変更及び廃止

六 第三十九条の六第四項の規定による責任の免除

(総会の部会)

第五十一条の二 組合は、漁業法第十四条第二項若しくは第六項の規定により適格性を有するものとして設定を受けた特定区画漁業権（同法第七条の特定区画漁業権をいう。以下この条において同じ。）又は共同漁業権（同法第六条第二項の共同漁業権をいう。以下この条において同じ。）を有しているときは、総会の議決を経て、当該特定区画漁業権に係る同法第十一条に規定する地元地区（当該組合の地区である区域に限る。）又は当該共同漁業権に係る同条に規定する関係地区（当該組合の地区である区域に限る。）ごとに総会の部会を設け、当該特定区画漁業権又は共同漁業権に関し、第四十八条第一項第八号から第十号までに掲げる事項（同項第九号に掲げる事項にあつては、漁業権行使規則又は遊漁規則の制定、変更及び廃止に限る。）についての総会の権限をその部会に行わせることができる。

- 2 総会の部会は、その部会の設けられる前項の地元地区又は関係地区の区域内に住所又は事業場を有する組合員（准組合員を除く。）で組織する。
- 3 総会の部会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、総会の部会において、その都度これを選任する。
- 5 議長は、総会の部会を組織する組合員として当該部会の議決に加わる権利を有しない。
- 6 次の事項は、総会の部会を組織する組合員の総数の半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上が出席し、その議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の多数による議決を必要とする。
 - 一 特定区画漁業権若しくは共同漁業権又はこれらに関する物権の設定、得喪又は変更
 - 二 漁業権行使規則の制定、変更及び廃止
- 7 第二十一条、第四十七条の三から第四十七条の六まで、第五十条の二から前条まで並びに第二百五条第一項及び第三項の規定は、総会の部会について準用する。この場合において、第二十一条第一項中「議決権並びに役員及び総代の選挙権」とあるのは「議決権」と、同条第二項中「第四十七条の六第一項又は第二項（これらの規定を第四十三条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第五十一条の二第七項において準用する第四十七条の六第一項又は第二項」と、「議決権又は選挙権（以下「議決権等」という。）」とあるのは「議決権」と、同条第四項及び第七項中「議決権等」とあるのは「議決権」と、第四十七条の三第二項中「組合員（准組合員を除く。）が総組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「総会の部会を組織する組合員が当該部会を組織する組合員の総数」と、第二百五条第一項中「組合員（第十八条第五項の規定による組合員及び第八十八条第三号若しくは第四号、第九十八条第二号又は第百条の五第三号若しくは第四号の規定による会員を除く。）が総組合員（第十八条第五項の規定による組合員及び第八十八条第三号若しくは第四号、第九十八条第二号又は第百条の五第三号若しくは第四号の規定による会員を除く。）」とあるのは「総会の部会を組織する組合員が当該部会を組織する組合員の総数」と、「方法又は選挙」とあるのは「方法」と、「議決又は選挙若しくは当選決定」とあり、及び「議決又は選挙若しくは当選」とあるのは「議決」と、「決議又は選挙若しくは当選」とあるのは「決議」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（総代会）

- 第五十二条 組合員（准組合員を除く。）の総数が二百人を超える組合は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。
- 2 総代は、組合員（准組合員を除く。）でなければならない。
 - 3 総代の定数は、組合員（准組合員を除く。）の四分の一以上でなければならない。ただし、組合員（准組合員を除く。）の総数が四百人を超える組合にあつては、百人以上で

あればよい。

- 4 総代の任期は、三年以内において定款で定める。
- 5 総代には、第三十四条第四項から第八項までの規定を準用する。
- 6 総代会には、総会に関する規定（総会の部会に関する規定を除く。）を準用する。この場合において、第二十一条第二項中「その組合員と世帯を同じくする者、その組合員の使用人又は他の組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「他の組合員（准組合員を除く。）」と、同条第五項中「五人」とあるのは「二人」と読み替えるものとする。
- 7 総代会（次項の総代会を除く。）においては、前項の規定にかかわらず、総代を選挙し、又は第五十条第二号、第三号の二若しくは第四号の事項について議決することができない。
- 8 河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者を主たる構成員とする組合の総代会においては、第六項の規定にかかわらず、総代を選挙し、又は第五十条第二号若しくは第三号の二の事項について議決することができない。
- 9 総代会において既に議決した事項については、総代会の議決の日から三箇月以内に開催された総会において、更にこれについて議決することができる。この場合総会において総代会と異なる議決をしたときは、以後その議決によるものとする。

漁業権行使規則等の作成及び認可について

（平成24年9月7日付24水管第1418号 水産庁長官通知）

4 漁業権行使規則等の認可

- (4) 法第8条第6項の規定に基づく漁業権行使規則等の認可については、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条に基づく審査基準を作成して公にし、その基準に従い審査を行う必要があります。

具体的には、法第8条第2項により規則に規定することとされている事項、組合等における組合法第50条第5号の規定（組合法第92条第3項で準用する場合を含む。）による特別決議及び第8条第3項の規定による同意の有無等を審査基準の中に盛り込み、漁業権行使規則等の内容の法令適合性を審査し、認可の判断をしてください。

なお、漁業調整上の見地から必要な場合には、暴力団関係者等の反社会的行為に関与する者を排除するための規定を漁業権行使規則等に盛り込むことを認可の要件とし、審査基準にもその旨を盛り込むこととしてください。